

伊方町教育情報セキュリティポリシー策定支援業務 仕様書

1 業 務 名

伊方町教育情報セキュリティポリシー策定支援業務

2 業務の目的

学校では、教職員が校務を実施するために情報システムを利用するほか、コンピュータを活用した学習活動の実施など、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会があるため、学校現場ならではの環境を考慮した情報セキュリティを確立する必要がある。

情報セキュリティ対策を徹底するには、対策を組織的に統一して推進することが必要であり、そのためには組織として意思統一し明文化された文書として「教育情報セキュリティポリシー」を定めることが求められる。

近年は標的型メールやランサムウェアに代表されるサイバーリスクの増大が社会的な問題となっている。こうした悪意ある外部からの攻撃への対策として、学校教育現場における情報セキュリティの抜本的強化が進められている。

本業務は、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成29年10月策定、令和7年3月改訂)に基づき、教育情報セキュリティポリシー(基本方針・対策基準)及び実施手順の作成支援並びに職員研修を実施することで適切な情報セキュリティ対策に取り組むことを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日(金)まで

4 業務の内容

(1) 現状把握

現状の教育情報セキュリティ基本方針・対策基準等の策定状況、対策内容、監査結果等について関連文書を確認する。(教育情報セキュリティ関連の規程類がない場合、現状の情報セキュリティポリシー関連の規程類を確認する。)

(2) 学校聞き取り調査

教育情報セキュリティポリシー策定のための情報収集を行うため、各学校にてオンライン等で聞き取り調査を行う。聞き取りを行う対象は、発注者と協議の上決定する。

(3) 教育情報セキュリティポリシーの策定

発注者との打ち合わせや学校聞き取り調査の結果を踏まえて、教育情報セキュリティポリシーの策定を行う。策定にあたっては文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成29年10月策定、令和7年3月改訂)等を基本とし、対策基準と共通実施手順を作成する。

(4) 教育情報セキュリティポリシーの周知

教職員が教育情報セキュリティポリシーに従い、情報資産の安全管理及び取扱い等についての実行性を確実にするため、教職員に対する教育情報セキュリティポリシーの周知、セキュリティ意識の向上を目的とした研修(2時間×1コマ)の動画配信を実施する。(配信期間は最低でも2か月とする。)

5 成 果 品

下記電子データ一式

- ① 教育情報セキュリティ対策基準
- ② 教育情報セキュリティ実施手順(各学校共通版)
- ③ 研修資料

6 そ の 他

- (1) 本業務の円滑な推進を図るため、過去15年以内に情報セキュリティポリシー策定及び監査支援等の同種実績を有するものとする。また業務責任者は次のいずれかの資格を有すること。

ア システム監査技術者

イ 公認情報システム監査人(CISA)

ウ 情報処理安全確保支援士

エ 公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人

- (2) 本業務においては、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、企業としての個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)又はJISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録をしており、更新をしていること。

- (3) 本件業務について知りえた情報については、本契約の履行機関及び履行後においても個人情報を含むすべての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取扱いについても同様である。

- (4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。